

規制所管省庁において今後検討を進めることとされた規制改革事項について

1. 検討に至った経緯

当会議においては、これまで、過去の特区提案のうち実現しなかったものの中から18の重点的に検討する項目を選定し鋭意検討を重ねた上で、その結論として平成17年9月30日に当会議としての意見をとりまとめ、構造改革特別区域推進本部に提出したところである。この意見を踏まえ、同本部において、平成17年10月21日に「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」を決定した。

同方針においては、当会議が検討した18項目のうち、2項目については構造改革特区において措置、7項目については全国において実施することとされたが、土業の労働者派遣などの8項目については、規制所管省庁において今後検討を進めることとされたところである。

注：1項目については、当会議の検討過程において現行制度で実現可能なことが確認できたため、上記政府対応方針において今後の方針は記載されていない。

これを受け、本年4月に、8項目について、当会議事務局が規制所管省庁における検討状況のフォローアップを実施した。

2. 検討の過程・結論

以下の5項目は、フォローアップを実施した時点において、政府の対応方針に沿って規制所管省庁より既に措置済み又は今後措置を講ずる予定との回答が得られたものである。

市町村における基本構想策定義務の廃止

(市町村が基本構想の内容を自由に策定できることについて周知)

行政書士の労働者派遣

税理士の労働者派遣

社会保険労務士の労働者派遣

先買い制度により取得した用地の売却等処分に係る制限の撤廃

他方、以下の3項目については、規制所管省庁から実現は困難である旨の回答が示された。

- 「外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化」、
- 「弁護士の労働者派遣」、
- 「司法書士・土地家屋調査士の労働者派遣」、

このうち、「外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化」については、規制所管省庁の回答において示された、教授を目的とした歯科診療については、現行の臨床修練制度において可能となっている部分ですら、実績がないこと、関係者から外国人歯科医師による教授のニーズは高くないとの指摘が改めてあったことなどを踏まえ、当会議としては引き続き実績やニーズを見極めていく必要があるものとの結論に至った。

また、「弁護士の労働者派遣」、「司法書士及び土地家屋調査士の労働者派遣」については、土業法人が他の土業法人等を派遣先とする労働者派遣についてニーズ調査の上で検討を行うこととされていたところ、規制所管省庁からは、調査の結果、ニーズは大きくないとの回答が示された。

これに対し、当会議としては、土地家屋調査士の派遣に係るニーズが小さいことは理解される一方、弁護士と司法書士についてはニーズが一定程度あるものとして判断されることから、これらの分野における派遣の実現に向けた対応を求めるべく、これまで5月から7月にかけて3回にわたり、規制所管省庁・関係団体からのヒアリング・折衝を行った。

その過程において、規制所管省庁等からは、派遣を認めることにより生ずる利益相反の問題、利益相反を予防するために生ずる守秘義務違反の懸念の問題などが示された。

当会議としては、現行制度でも認められている案件の共同受任や他法人への出向の場合と比較して、外見上は共同受任や出向と同様であると考えられる派遣の場合にのみ、どうして問題が生じるのか、また、問題が生じる場合にいかなる解決が可能であるかといった点も含め、弁護士等の労働者派遣については、今後、この問題を取り巻く情勢の推移を見定めつつ、更なる議論を要するものと考えている。

ただし、司法書士の業務のうち、登記・供託に関する業務については、利益相反等の可能性が低いと考えたことから、一定の予防措置を講じた上で、当該業務に限って派遣を認めることについて合意が得られた。

当会議としては、弁護士や司法書士の業務全般について派遣を認める合意

が得られなかったことは誠に残念であると考えており、今後とも、関係団体における弁護士需要の充足等に向けた取り組みの状況や派遣に対するニーズの動向を見極めながら、政府において、引き続き派遣について検討していくことを期待するものである。

以上、フォローアップを実施した事項について当会議として検討した結果、規制所管省庁との合意が得られた措置内容については、別表にまとめた。

3. 結び

本意見は、構造改革特別区域推進本部に対して提出されるものである。昨年8月に提出した意見に加え、本意見において結論を出した事項は、いずれも社会的・経済的に意味があるものを選定し議論を進めてきたものであり、今回、一定の結論を見出せた意義は大きいと考えている。

同本部においては、現在政府内で検討されている第9次提案に対する対応方針とあわせて、本意見に対する対応方針を決定していただきたいと考える。

その決定を受け、規制改革を実施することとなったものについては、第9次提案の項目同様に速やかに措置していただきたい。

政府においては、今後とも、特区の取組を精力的に推し進めていただき、更なる構造改革の推進と地域の活性化を目指していただくことを期待している。

別表

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|-------------------------------|-----------------|---|-------|
| 1 | 市町村における基本構想策定義務の廃止 | 地方自治法第2条第4項 | <p>平成18年1月20日に総務省が開催した「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」において、各都道府県に対し、基本構想の具体的な策定内容や策定期間については何らの制約はなく、地域の実情に応じた市町村の自主的な判断に委ねられていることを説明するとともに、その旨を管内の市町村に対し周知するよう依頼した。</p> <p>【市町村への周知について、平成18年1月に措置済】</p> | 総務省 |
| 2 | 先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | <p>先買い制度により取得した長期保有土地の状況や転用ニーズ等について地方公共団体等を対象とした実態調査を実施した。当該調査を踏まえて検討した結果、先買い土地が取得後10年を経過し、かつ都市計画の変更等により将来にわたり都市施設・収用対象事業等の用に供される見込みがないと認められるときは、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する一定の事業の用に供することを認めることとし、所要の法改正を行うべく、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正法案（「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部改正法案」を含む。）を平成18年2月に通常国会に提出し、同法案は同年5月に成立した。（平成18年8月施行予定）。</p> <p>また、地方公共団体等における長期保有土地の有効活用に向けた取組みを支援するため、現行制度における対応として、現行制度でも利用可能な用途や具体的な用途転用事例、地方公共団体等から寄せられる個々の相談事案に対するきめ細かい助言を行うための相談窓口、代替地情報提供システムの概要及び運用窓口となる各地方整備局等担当窓口を周知する資料を作成し、当該資料を地方公共団体等に配付した（平成18年3月27日事務連絡）。</p> <p>【平成18年2月までに措置済】</p> | 国土交通省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|-------------|---|--|-------|
| 3 | 士業の労働者派遣の容認 | 行政書士 行政書士法第19条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | 行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を認め、平成18年度中に行政書士法施行規則の改正(平成18年5月公布、同年12月施行予定)等、所要の措置を講じる。 【平成18年12月に施行予定】 | 総務省 |
| 4 | | 司法書士 司法書士法第2条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | 司法書士法第3条に規定する業務のうち登記・供託に関する業務に関し、弊害に対する適切な予防措置を講じた上で司法書士法人が他の司法書士又は司法書士法人を派遣先とする司法書士の労働者派遣を行うことを認め、平成18年度中に所要の措置を講ずる。 【平成18年度中に所要の措置】 | 法務省 |
| 5 | | 税理士 税理士法第52条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | 税理士法第2条第1項及び同条第2項に規定する業務に関し、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認め、平成18年度中に所要の措置を講ずる。 【平成18年度中に所要の措置】 | 財務省 |
| 6 | | 社会保険労務士 社会保険労務士法第27条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | 社会保険労務士法第2条に規定する業務に関し、社会保険労務士法人が他の社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする社会保険労務士の労働者派遣を行うことを認め、平成18年度中に所要の措置を講ずる。 【平成18年度中に所要の措置】 | 厚生労働省 |

措置はいずれも全国において実施